

町有財産売買仮契約書（案）

公募型プロポーザルにおいて、令和 年 月 日に南知多町が優先交渉権者の決定をした山海ふれあい会館の売却について、売出人南知多町（以下「売出人」という。）と買受人 ○○（以下「買受人」という。）とは、山海ふれあい会館の売却に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、次のとおり町有財産の売買仮契約を締結する。

1. 募集要項の条件等は、本契約において変更することはできない。
2. 売買代金は、価格調書に記載された金額をもとに決定した土地価格とする。
3. 本契約は、南知多町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南知多町条例第3号）第2条の規定により、議会の同意を得た場合に締結する。ただし、議会の同意が得られないとき、この仮契約は無効となり売出人は損害賠償の責を負わない。
4. 議会の同意を得たときは、当事者は遅滞なく本契約を締結し、これを拒むことはできない。

この仮契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通保管する。

令和 年 月 日

売出人 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町長

買受人 (住所)

(氏名)

印